

実務経歴証明書

①令和〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事
岐阜県指定登録機関
公益社団法人岐阜県建築士会様

② 証明者 〇〇大学大学院 〇〇研究科長
登録 太郎

③ 建築士事務所登録番号 —
二級・木造は登録都道府県名等
 建築士登録番号 一級・二級・木造 () —

④ 住所・所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

⑤ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
 担当 〇〇大学大学院 〇〇研究科 免許一郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

⑥ 申請者が所属する
免許申請者との関係 研究科の研究科長

二級 木造 下記の者が申請した 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

⑦ 1. 免許申請者氏名 岐阜 太郎

⑧ 2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 2 年 0 月

⑨ 建築実務の内容：

- ・建築物の設計に関する研究について、△△施設における温熱環境の多変量解析を行い、その結果を基に共著者として論文執筆に携わった。
- ・建築物の設計に関する研究について、△△ダンパーを連層配置した高層建築物の地震応答特性を行い、その結果を基に共著者として論文執筆に携わった。
- ・建築物に関する調査又は評価に関する研究について、△△市内の歴史的建築物の実測調査及び図面化を行い、その結果を基に第一著者として論文を執筆した。

⑩

備考

- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。
- 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

実務経歴証明書の記入要領(教育・研究機関の場合)

※①～⑩の項目を確認後、□にチェックを入れてください。

※ 記入例を参考にして、黒または青色の万年筆またはボールペン（インクが消せるものは使用不可）を使用し、楷書で丁寧に記入してください。（パソコンを使用する場合は黒字で入力してください。）

注意：実務経歴証明書については、審査にあたり、その筆跡等から（※）、必要に応じて証明者（または担当者）に電話等で確認します。その際、証明者の承諾を得ずに提出したことが判明した場合は、本証明書は無効とするとともに、指定登録機関として所要の措置を講じます。

※実務経歴証明書の作成は、PCを活用して入力・出力したものでも、手書きによって記入したものでも構いません。また、証明者が作成したものでも、申請者が作成し、証明者の確認・承諾を得たものでも構いません。

チェック欄

① 証明年月日

証明を行った年月日を和暦で記入してください。

② 証明者

教育・研究機関の場合、学長（校長）または学部長・研究科長の氏名を記入してください。

③ 建築士事務所登録番号及び建築士登録番号

建築士事務所登録番号及び建築士登録番号の記入は不要です。記入漏れとの区別のため、「－（ダッシュ）」を記入してください。

④ 住所・所在地

「② 証明者」が所属する教育機関の住所・所在地を都道府県から番地まで正確に、ビル名等がある場合はその名称も記入してください。

⑤ 電話番号

「② 証明者」が所属する教育機関で免許申請者と証明者との関係を把握している部署（大学の事務局、所属する研究科等）の電話番号を市外局番から記入してください。

審査の段階で、実務経歴証明書の内容等について、お問合せすることがありますので、担当者氏名（フルネーム）、部署名、日中連絡可能な電話番号もあわせて記入してください。

⑥ 免許申請者との関係

免許申請者と「② 証明者」との関係を記入してください。

⑦ 免許申請者氏名

免許申請者の氏名を正確に記入してください。

⑧ 建築実務経験期間の合計

実務経歴書の「建築実務経験期間の合計」欄に記入された期間が、事実と相違ないことを確認したうえで、期間の合計を記入してください。

⑨ 建築実務の内容

実務経歴書の「実務経験の対象となる業務の内容」欄に記入された内容が、事実と相違ないことを確認し、実施した業務内容について実務経歴書の記載毎に内容を簡潔に記入してください。

実務の内容が複数ある場合は、全て記入してください。(書ききれない場合は書式をコピーし、記入のうえ、添付してください)

□⑩ 備考

備考1について、勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先毎に実務経歴証明書を作成してください。

備考2について、「使用者その他これに準ずる者」とは、以下の(1)～(2)のいずれかになります。

- (1) 申請者が所属する教育機関の「学長(校長)」
- (2) 申請者が所属する教育機関の「学部長または研究科長」

備考3について、虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。